

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【公表番号】特表2009-509646(P2009-509646A)

【公表日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-010

【出願番号】特願2008-533480(P2008-533480)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/153 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/14 3 0 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月28日(2009.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一端および前記第一端の反対側の第二端、および内径および縦方向の長さを有する内腔を備える針と、

前記針の前記内腔の0～100%に延在し、前記第一端に向かって延在する少なくとも1つの流体搬送強化突起と、

を備える構成体。

【請求項2】

自身内に配置され、自身の第一表面から自身の第二表面に向かって延在する穴を有する基部と、

第一端、前記第一端の反対側の第二端、および内径を有する内腔を有し、自身の少なくとも前記第二端が前記基部の前記穴内で受けられる流体搬送管と、

前記管の前記内腔の縦方向長さの0から100%に延在し、前記第一端に向かって延在する少なくとも1つの流体搬送強化突起と、

前記穴と流体連絡する分析物数量化部材と、
を備える構成体。

【請求項3】

前記針の前記第一端が、皮膚を穿孔するように構築される、請求項1または2に記載の構成体。

【請求項4】

前記針が金属から形成され、前記少なくとも1つの突起がプラスチックまたは金属から形成される、請求項1または2に記載の構成体。

【請求項5】

さらに、自身内に配置され、自身の第一表面から自身の第二表面を通って延在する穴を有する基部を備え、前記針の少なくとも前記第二端を前記穴で受け、前記穴が、前記針の前記第二端を越えて延在し、前記針の前記第二端が、前記第二表面と実質的に同一平面上になるように配置される、請求項1または2に記載の構成体。

【請求項6】

前記針の前記第二端を越えて延在する前記穴の前記部分が、前記内腔の前記内径と実質的に同じである内径を有する、請求項5に記載の構成体。

【請求項 7】

前記針の前記第二端から前記第二表面に延在する前記穴の前記部分が、流体搬送強化形体を備え、前記形体が、コーティングおよび表面のきめの少なくとも一方を備え、前記構成がさらに、前記針の前記第二端から前記第二表面に延在する前記穴の前記部分に配置された少なくとも1つの溝を備える、請求項5に記載の構成体。

【請求項 8】

前記少なくとも1つの突起が、前記基部の一体延長部を備える、請求項1または2に記載の構成体。

【請求項 9】

前記少なくとも1つの突起が少なくとも1つのワイヤを備える、請求項1または2に記載の構成体。

【請求項 10】

さらに、分析物数量化部材を備え、前記分析物数量化部材が前記穴と流体連絡し、前記数量化部材が、前記穴と直接的に流体連絡し、前記数量化部材が、予め決定された分析物と反応するように選択された化学試薬を含む検定パッドを備える、請求項5に記載の構成体。

【請求項 11】

さらに、前記数量化部材に重なるカバーを備える請求項10に記載の構成体。

【請求項 12】

前記カバーが、前記数量化部材と光学的に連絡できるように構築される、請求項10に記載の構成体。

【請求項 13】

さらに、前記基部の前記第二表面でかつ流体内に配置され、前記穴と流体連絡する少なくとも1つの流体搬送強化形体を備える、請求項5に記載の構成体。

【請求項 14】

請求項1または2の前記構成を備え、着用可能または手持ち式であるように構成される一体分析物検出器装置。

【請求項 15】

前記装置が、少なくとも1回の血糖値濃度測定を実行するように構築される、請求項14に記載の装置。

【請求項 16】

前記装置が、複数回の血糖値濃度測定を実行するように構築され、前記装置がさらに使い捨てカートリッジを備える、請求項15に記載の装置。